

サイバーナイフ研究会 規約

放射線治療装置「サイバーナイフシステム」を使用して行う治療技術の向上のために、装置に関連する問題や情報について話し合い、放射線治療発展に寄与するために「サイバーナイフ研究会」(以下、「CK 研究会」という。)を設立し、ここに規約を定める。

第1条 (目的)

CK 研究会(以下、「本会」という。)は、放射線治療装置「サイバーナイフシステム」(以下、「CK」という。)を使用しての治療方法、治療研究等の情報交換を行うことにより、治療技術および治療精度の維持向上を図り、以って国民の福祉向上に寄与する。

第2条 (事務局)

本会は事務局を会長の所属する施設内におく。

第3条 (会員)

次にあげるいずれかの条件を満たす者は入会手続きをもって会員となることができる。

- (1) CK の利用・普及に携わっている者。
- (2) 本会の趣旨に賛同したもの。

1. 会員資格の喪失

会の名誉を傷つけ世話人会が除名を決議したとき、又は書面をもって退会を申し出たときは、その資格を喪失する。

2. 会員資格の継続

研究会は年度ごとに施設の代表者に対して会員の継続有無を確認する。

第4条 (事業)

本会は、第1条に掲げた目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術研究会及び総会
- (2) 情報交換及び情報、資料の配付
- (3) その他、本会の目的達成に必要な事業

第5条 (組織)

本会には次にあげる役をおく。研究会全体の運営と事務は世話人会が行う。世話人会は会長・副会長・世話人・監事で構成する。研究会の役員人事については世話人会の議を経て行うこととする。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 2 名以内

- (3) 世話人 若干名
- (4) 監事 1 名

第6条 (役員)

1. 会長

会長の選任は、世話人の互選によって選ばれ（但し、第1期会長は暫定世話人会により選任）、本会の趣旨に則り会務を統括し本会を代表する。また次にあげる責務と任務を全うする。任期は2ヵ年とする。但し、再任を妨げない。

- (1) 本会に世話人等を置く。
- (2) 世話人の指名をする。
- (3) 必要に応じ世話人会を招集する。

2. 副会長

副会長の選任は、会長に指名された世話人であり（但し、第1期副会長は暫定世話人会により選任）、次にあげる責務と任務を全うする。任期は2ヵ年とする。但し、再任を妨げない。

- (1) 副会長は会長を補佐する。
- (2) 会長が職務を遂行できなくなった時、次期会長が選任されるまでの間、会長職を代行する。

3. 世話人

世話人の選任は、世話人から会長に推薦し、若しくは会長に指名された研究会会員であり、世話人会で承認を得られた人物であること（但し、第1期世話人は暫定世話人会により選任）。

世話人は、次にあげる責務と任務を全うする。任期は2ヵ年とする。但し、再任を妨げない。また、合理的な理由なく世話人会を連続して3回欠席した場合には、自動的に退任扱いとする。本規約はQA分科会にも適用する。なお、QA委員長は、世話人会の一員とし議決権を持つ。

- (1) 会長を補佐し会務を実行する。

4. 監事

監事の選任は、世話人の互選によって選ばれ（但し、第1期監事は暫定世話人会により選任）、次にあげる責務と任務を全うする。任期は2ヵ年とする。但し、再任を妨げない。

- (1) 会務の監査を行う。

5. 顧問、特別顧問

(1) 顧問

顧問の選任は、会長の推薦と世話人の承認によって選ばれ、次にあげる責務と任務を全うする。任期は2ヵ年とする。但し、再任を妨げない。

- ① 世話人の要請に応じて世話人会に出席し、研究会全般について助言を行う。
- ② 世話人会における議決権は持たない。

(2) 特別顧問

特別顧問の選任は、会長職の経験など本会に多大な功労のあった者が、会長の推薦と世話人の承認によって選ばれ、次にあげる責務と任務を全うする。任期は2ヵ年とする。但し、再任を妨げない。

① 世話人の要請に応じて世話人会に出席し、研究会全般について助言を行う。

② 世話人会における議決権は持たない。

第7条（学術研究会及び総会の開催）

学術研究会及び総会を毎年1回以上行う。このほか、会員が開催することを必要とみとめたものは、会長に開催することを要請できる。

1. 当番世話人

学術研究会の開催に当たっては、世話人会で当番世話人を指名する。当番世話人はあらかじめ文書をもって開催日時、場所、所要時間、内容を開催日の30日前までに会員に通知する。また、当番世話人は前年度の世話人会に出席可能とし、特別企画の提案や企画テーマについて討議することができる。ただし、世話人会での議決権はないものとする。

2. 参加資格（CK 研究会会員）

学術研究会及び総会の参加は、第3条に定める会員であることを条件として、次の条件を満たす会員は参加を認めるものとする。

(1) 開催日当日までに参加申込をすること。

(2) 参加費 1,000 円を支払うこと。

3. 参加資格（非 CK 研究会会員・医療従事者）

次の条件をすべて満たす非会員は、学術研究会及び総会の参加を認めるものとする。

(1) 事前に事務局に参加申込をすること。

(2) 第3条に定める会員1名以上からの紹介を受けること。

(3) 参加費 5,000 円を支払うこと。

4. 参加資格（学生・研修医）

次の条件をすべて満たす者は、無料で単回の見学を認めるものとする。

(1) 医学部生、放射線・看護関連を学ぶ学生、研修医のいずれかであること。

(2) 世話人1名の了解を得ること。

(3) 事前に事務局に参加申し込みをすること。

第8条（分科会）

本会の事業を遂行するために必要に応じて分科会を設ける。分科会はその活動報告を世話人会に提出するとともに、活動成果を学術研究会等で会員に報告する。

第9条（運用）

本会の会計は、毎年7月1日から始まり、翌年6月30日に終わる。本会の経費は、学術研究会参加費及び寄附金、その他の収入をもってあてる。運用は次の通りとする。

- (1) 研究会開催時に参加者から参加費を徴収するものとする。

第10条（決議）

世話人会の決議は、世話人の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは会長の裁決するところによる。

- (1) 会長は、世話人として表決に加わることはできない。
- (2) 世話人会で決定された事項は、書面、若しくは、デジタルデータとして、必ずその記録を残すこと。

第11条（規約の改正）

本規約を改正するときは、世話人会に提議し、出席者の過半数の同意を得るものとする。規約を改正した場合はすみやかに会員に通知する。

第12条（付則）

この研究会「規約」は平成17年9月に世話人会で承認され、平成17年9月3日から施行する。平成18年3月18日の世話人会にて、第5条の組織構成を改正、それに伴い第8条を、第9条、第10条を削除。新たに第7条(分科会)、第10条(付則)を追加。平成20年4月27日の世話人会にて、第6条の学術大会の運営に関する内容を変更し改正。平成22年3月13日の世話人会にて、第3条の会員管理に関する内容を変更し改正。平成23年4月9日の世話人会にて、第7条の開催に関する内容を変更し改正。平成26年3月15日の世話人会にて、第6条の役員に関する内容を追加し改正。平成27年3月14日の世話人会にて、第7条の学術研究会及び総会の開催に関する内容を変更し改正。平成28年3月18日の世話人会にて、第6条の役員に関する内容を変更し改正。平成30年3月17日の世話人会にて、第7条の学術研究会の参加資格を変更し改正。令和5年3月13日の臨時世話人会にて、第5条の(2)副会長の人数を若干名に変更し改正。令和6年2月22日の世話人会にて、第3条の会員、第6条の役員の選任方法、第7条の参加資格、催促の参加費を加筆修正および削除し、第10条の決議を追記、規約改定を第11条、付則を第12条に改正。

（細則）

1. 令和5年3月1日の世話人会において次期会長選挙が実施され、大西 洋が選任された。任期は令和7年6月末日までとする。
2. 第19、20期会長任期中は事務局を会長の所属先（山梨大学医学部附属病院 山梨県中央市下河東1110番地）内におく。

3. 研究会における会員以外の講演者には相分の謝金および既定の交通費を支払うものとする。
4. 会員資格の継続の確認の際、施設間のユーザーの異動をすべて事務局が把握することは困難なため、必要に応じ、各施設への代表者への連絡にて回覧を依頼する。

第 1 1 条（付則） （改正履歴） 日付	条	改正内容
平成 18 年 3 月 18 日	5	組織構成
平成 18 年 3 月 18 日	8,9,10	削除（第 5 条の組織構成改正に伴う措置）
平成 18 年 3 月 18 日	7	（分科会）追加
平成 18 年 3 月 18 日	10	（付則）追加
平成 20 年 4 月 27 日	6	学術大会の運営に関する内容を変更
平成 22 年 3 月 13 日	3	会員管理に関する内容を変更
平成 23 年 4 月 9 日	7	開催に関する内容を変更 ・ 非会員の出席条件を追加
平成 26 年 3 月 15 日	6	役員に関する内容を追加 ・ 世話人会・QA 分科会連続欠席者の扱い
平成 27 年 3 月 14 日	7	学術研究会及び総会の開催に関する内容を変更 ・ 当番世話人の世話人会参加を可とする。
平成 27 年 3 月 14 日	11	会長名、任期、期、事務局所在地変更 期：会計上の期に統一 ・ 土器屋卓志→唐澤克之 ・ 平成 27 年 6 月末日→平成 29 年 6 月末日 ・ 第 2 期→第 11、12 期（会計上の期に統一） ・ 佐々木研究所附属 杏雲堂病院→がん・感染症センター都立駒込病院
平成 28 年 3 月 18 日	6	役員に関する内容を追加 ・ 世話人会人事に関する内容を追加
平成 30 年 3 月 17 日	7	学術研究会及び総会の開催に関する内容を変更 ・ 学生・研修医の参加要件を追加
令和 3 年 9 月 14 日	11	会長名、任期、事務局所在地変更 ・ 唐澤克之→高橋弘 ・ 任期は令和 5 年 6 月末日 ・ がん・感染症センター都立駒込病院→春日居サイバーナイフ・リハビリ病院
令和 5 年 3 月 13 日	5 11	役員人事に関する内容を修正 ・ 世話人会の副会長に関する人数を修正 会長名、任期、事務局所在地変更 ・ 高橋弘→大西洋 ・ 任期は令和 7 年 6 月末日 ・ 春日居サイバーナイフ・リハビリ病院→山梨大学医学部附属病院

令和 6 年 2 月 22 日	3	会員 ・ (2) に関して、“かつ会員 1 名以上の推薦を受けた者”の文章を削除
	5	役員人事に関する内容を修正 ・ (2) に関して、“若干名”を“2 名以内”に修正
	6	役員 ・ 選任方法を追記して、責務と任務を箇条書きに修正
	7	学術研究会及び総会の開催 ・ “2. 参加資格 (CK 研究会会員)”を追記して、会員と非会員の会費の違いを明記
	10	“決議”の新規作成
	11	規約改定を第 10 条から第 11 条に修正
	12	付則を第 11 条から第 12 条に修正
	細則	参加費 ・ “3 研究会参加費は 1,000 円とする。”を削除